

News Release

CONCORDIA
Financial Group

2023年4月14日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 片岡 達也

コード番号 7186 東証プライム市場

株式会社横浜銀行による株式会社神奈川銀行の株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの子会社である株式会社横浜銀行（代表取締役頭取 片岡達也、以下「横浜銀行」といいます。）は、2023年2月3日開催の取締役会において、株式会社神奈川銀行（代表取締役頭取 近藤和明、以下「神奈川銀行」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2023年2月6日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2023年4月13日をもって終了いたしましたので、下記の通りお知らせします。

詳細については、別添の「株式会社神奈川銀行の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本公開買付けの結果について

本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限(2,810,600株)以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 本公開買付けの結果の概要

対象者の名称	株式会社神奈川銀行
買付け等に係る 株券等の種類	普通株式 第1回A種優先株式
買付予定数	4,296,596株
買付予定数の下限	2,810,600株
応募株券等の総数	3,580,804株
買付け等後における 株券等所有割合	84.63%

以上

本件に関する照会先（報道関係）
コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部 コーポレートコミュニケーション推進室
（横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室内） TEL：045-225-1141

2023年4月14日

各位

会社名 株式会社 横浜銀行
代表者名 代表取締役頭取 片岡 達也
問合せ先 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室
(TEL 045-225-1141)

株式会社神奈川銀行の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社横浜銀行（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年2月3日開催の取締役会において、株式会社神奈川銀行（以下「対象者」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2023年2月6日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2023年4月13日をもって終了いたしましたので、お知らせします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社横浜銀行
所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

(2) 対象者の名称

株式会社神奈川銀行

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式（以下「対象者株式」といいます。）

第1回A種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）

（注1）本優先株式は、株主総会における議決権を有しておりません。

（注2）本優先株式には、以下の取得条項が付されております。

(a) 金銭を対価とする取得条項

イ 対象者は、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」といいます。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができます。但し、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができます。

ロ 対象者は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に経過第1回A種優先配当金相当額（取得日において、取得日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から取得日（同日を含みます。）までの日数に本優先株式に係る優先配当金の金額を乗じた金額を365で除して得

られる額をいいます。但し、取得日の属する事業年度において本優先株式に係る中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。)を加えた額の金銭を交付します。

(b) 普通株式を対価とする取得条項

イ 対象者は、2031年4月1日(以下「一斉取得日」といいます。)をもって、一斉取得日に残存する本優先株式の全てを取得します。

ロ 対象者は、本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株式の株主に対し、その有する本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)及び経過第1回A種優先配当金相当額(一斉取得日において、一斉取得日の属する事業年度の初日(同日を含みます。)から一斉取得日(同日を含みます。)までの日数に本優先株式に係る優先配当金の金額を乗じた金額を365で除して得られる額をいいます。但し、一斉取得日の属する事業年度において本優先株式に係る中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。)を加えた額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付します。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株券(普通株式及び第1回A種優先株式)	4,296,596(株)	2,810,600(株)	—(株)
合計	4,296,596(株)	2,810,600(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(2,810,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,810,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(4,296,596株)を記載しております。当該最大数は、対象者が2022年11月14日に提出した第98期半期報告書記載(以下「対象者半期報告書」といいます。)の2022年9月30日現在の発行済株式総数(4,674,900株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(16,656株)、公開買付者が所有する対象者株式数(265,148株)及び本優先株式数(96,500株)を控除した株式数(4,296,596株)です。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2023年2月6日(月曜日)から2023年4月13日(木曜日)まで(47営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

対象者株式 1 株につき、金 2,039 円

本優先株式 1 株につき、金 10,013 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,810,600 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（3,580,804 株）が買付予定数の下限（2,810,600 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後提出された公開買付開始公告の訂正の公告により訂正された事項を含みます。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2023 年 4 月 14 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	3,580,804 (株)	3,580,804 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合 計	3,580,804 株	3,580,804 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	3,616 個	(買付け等前における株券等所有割合 7.76%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	130 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.28%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	39,424 個	(買付け等後における株券等所有割合 84.63%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	44,367 個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本優先株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(4,674,900株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(16,656株)を控除した株式数(4,658,244株)に係る議決権の数46,582個を分母として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
2023年4月27日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付け代理人を通じて(i)公開買付け期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」及び「株式残高通知書」を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、(ii)株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、(iii)名義書換が完了した応募株主等を対象として、上記「② 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、応募株主等が公開買付け代理人に提出した「公開買付け応募申込書」及び「株式名義書換請求書」に不備があり、上記「② 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。

また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点(上記(ii)の名義書換が完了した時点)と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が 2023 年 2 月 3 日付で公表した「株式会社神奈川銀行株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目 1 番 1 号

以 上